決算特別委員会会議録

開会時間 午前10時02分 閉会時間 午後 2時36分

日時 平成25年10月10日(木)

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹

副委員長 飯島 修

委員 高野剛 武川勉 浅川 力三 望月 勝

白壁 賢一 山田 一功 前島 茂松 清水 武則 渡辺 英機 山下 政樹 鈴木 幹夫 齋藤 公夫

早川 浩 木村富貴子 小越 智子

委員欠席者 土橋 亨

説明のため出席した者

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明 森林環境部理事(林業公社改革・最終処分場)高木 昭 森林環境部次長 石原 三義 森林環境部技監(林政) 佐野 克己 森林環境総務課長 芹沢 正吾 大気水質保全課長 山口 幸久 環境整備課長 保坂 公敏 みどり自然課長 上島 達史 森林整備課 江里口 浩二 林業振興課長 田邊 幹雄 県有林課長 島田 欣也 治山林道課長 小林 均

エネルギー局長 松谷 荘一 エネルギー政策課長 小島 徹

教育長 瀧田 武彦 教育次長 堀内 浩将 教育委員会次長(総務課長事務取扱) 秋山 孝 福利給与課長 雨宮 貴 学校施設課長 内藤 正浩 義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨 新しい学校づくり推進室長 大塚 克秀 社会教育課長 近藤 周利 スポーツ健康課長 上野 直樹 全国高校総体推進室長 清水 義周 学術文化財課長 田中 禎彦

会計管理者 小林 明 出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広管理課長 佐野 光一 工事検査課長 矢崎 政人

議題 認第1号 平成24年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件 認第2号 平成24年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時02分から午前10時26分まで会計管理者及び出納局次長から概況 説明を受けた後、午前10時27分から午前11時58分まで森林環境部・エネル ギー局・出納局関係、休憩をはさみ、午後1時34分から午後2時36分まで教育 委員会関係(午後2時02分から午後2時10分まで休憩をはさんだ)の部局審査 を行った。

質 疑 森林環境部・エネルギー局・出納局関係

(不納欠損及び収入未済額の回収組織について)

山田委員

まず、2ページで、一般歳入決算の状況の中に、不納欠損と収入未済額の割合が、 県税においても、諸収入においてもあるということで、昨年、たしか広瀬会計管理 者が、そういう不納欠損、収入未済額に至る数字について、各課に、現況と、それ を回収するような組織をつくって行うという話を聞いたんですが、現時点でどのよ うに機能しているんですか。

石原出納局次長 不納欠損、収入未済額等、いわゆる債権につきましては、債権管理処理方針や債 権回収及び処理マニュアルに基づいて管理を行っております。

また、それぞれの債権を抱えた各部局の所属担当者を集めた研修会を、平成23年度から実施し、昨年度については年2回実施し、本年度も2回の実施を予定しております。ここでは、情報交換、共通認識というものを話し合いまして、問題の共有化を図っております。それと、昨年、議会で承認していただいた権利放棄の基準に基づいて、このような研修会や債権管理検討委員会等を通して、債権の仕分けと申しましょうか、回収ができるもの、できないものをふるいにかける中で、選択と集中という形で、実効的な債権管理を行っております。

以上でございます。

(不納欠損及び収入未済額の認定について)

山田委員

その件についてはぜひ、ありがとうございます。

実際に、例えば県税、諸収入でもいいんですが、例えば県税であれば、本来、総務部の税務課が対応だと思うんですが、出納局で最終的な収入未済、不納欠損を認定するのか、どの機関でやったものが出納にいくんですか。その流れについて。

石原出納局次長 税外収入につきましては、所管する部局をはじめ、総務部や出納局も回って、それでれの決裁に従いまして決まるということでございます。

山田委員

(森林環境部の諸収入の不納欠損の内訳及び収入未済額の不納欠損時期について) 今の件はわかりました。もし訂正等があるんであれば、またお知らせいただければと思います。

次に、森林環境部の部分ですが、基本的に私は不納欠損と収入未済の部分を聞きます。森の3にある諸収入の不納欠損と収入未済額のうち、私が2年前に決算特別委員会に来たときも、2億円超の代執行の分が計上されて、これがかなり大きく重たくなっていたわけですが、いつの時点で不納欠損になっていくのか。あと、不納欠損のうちの39万5,000円の内訳だけ教えていただけますか。

芹沢森林環境総務課長 39万5,000円の不納欠損額ということでございますが、これは、平成 18年に調定をした水源地域緊急整備工事契約の解除に伴う前払金の延滞利息で ございます。これにつきましては、裁判所におきまして、債務者の法人は費用不足 による破産手続廃止決定を受けております。それにより、当企業が閉鎖されたことで法人格が消滅しまして、債権についても消滅したということで、この額が29万2,000円余りです。

もう1件が平成22年度に調定したもので、この額が10万2,000円余りで ございます。これは、緑化センター野外トイレの改修工事契約解除に伴う違約金と いうことで、24年4月20日付で、甲府地方裁判所の破産手続終結の決定がされまして、破産手続が終了したことによります法人格と債権の消滅ということでございます。

以上、39万5,000円の不納欠損の説明でございます。

山田委員漏れています。代執行の部分は。

保坂環境整備課長 24年度の収入未済額の中で、代執行のものが3件ございます。全部で1億9, 971万円余ということで、1つが上九一色村、硫酸ピッチ撤去費用、旧須玉町の 日向処分場撤去費用、大月市の不法投棄撤去費用ということで、3件でございます。 まず、硫酸ピッチの不法投棄につきましては、現在、債務者から、分割納付で、 毎月、少しずつお金を納付してもらっているところであります。

> 日向の処分場につきましては、会社がもう事業を行っておらず、社長も行方不明 ということで、現在、親族と連絡を定期的にとって所在を確認するとか、財産調査 をしております。そこにつきましては、これまで、ここ何年か、徴収額がございま せん。

> 大月の猿橋の不法投棄につきましては、昨年、所在を確認しまして、預金を差し押さえしました。その後、また行方がわからなくなってしまったんですけれども、再度、情報がありまして、今、給与の差し押さえを定期的にしているところでございます。

以上でございます。

(林道維持管理業務委託での監査指摘事項について)

山田委員

ありがとうございます。

次に、23年度で、森の8になりますか、林道費の項目だと思うんですが、林道維持管理業務委託において、ことし1月の山梨県公報によると、林道維持管理委託において、出来高が契約金額を大幅に超える業務を、事前に変更支出負担行為伺いの決裁を経た上で変更契約の手続を行わないで、工事の打合せ簿により請負業者に指示、施工させたという指摘が出ておりました。これは、当然、進行期で行っているので、今回の決算ではそういう事例はないと思いたいんですが、そこのところをお聞きしたいと思います。

小林治山林道課長 先ほどの委員からの御指摘でございますけれども、そのような事案は今回の事 案ということではございません。

以上でございます。

(森林環境部の財産収入の不納欠損理由について)

山田委員

次に、森の13ページになりますが、ここにある不納欠損、収入未済の状況、特に財産収入における収入未済、不納欠損について、何を根拠に、例えば条文の規定とかによって上がってくると思うんですが、そこのところを御説明いただきたいと思います。

島田県有林課長 森の13ページの土地貸付料の欠損額について御説明いたします。こちらにつきましては、県が管理します清里の森別荘地につきまして、日本都市開発株式会社という会社が、平成9年度から平成13年度までの貸付料を滞納しまして、こちらについて督促等を行ってきましたが、その後、支払いがないものですから訴訟に出まして、裁判では勝訴をしております。

ただ、この会社は、その後、倒産しまして代表者も死亡し、回収が困難になりま

したので、県の税外収入未収金にかかる権利放棄の判断基準に基づきまして、債権 放棄の判断基準を満たす債権と確定されたものですので、債権放棄の議案をことし の2月議会に提出いたしまして、不納欠損となったものであります。 以上です。

(林業・木材産業改善資金特別会計の収入未済額について)

山田委員

最後の質問になります。森の18ページですが、ここにおける収入未済額の内容からすると、何か貸付金の返還というか、いわゆる返済が滞っているということではないかとは思うんですが、そこをもうちょっと詳細に教えていただきたい。

田邊林業振興課長 森の18ページの最下段、収入未済額について、林業・木材産業改善資金償還金の1,706万円がございます。この内容でございますけれども、3事業体に資金を貸し付けた元本分でございます。

以上でございます。

山田委員 元本分ということは、利息分は滞納というか、収入未済になっていないということでしょうか。

田邊林業振興課長 利息につきましても、収入未済額となっております。延滞違約金は、72万5, 582円でございます。

山田委員 差額ということですね。

田邊林業振興課長はい。

山田委員 ありがとうございました。

(県産材の県内消費の拡大について)

小越委員

森林環境部の主要な成果説明書の39ページ。林業振興課の県産材の県内消費を拡大するところの、住宅等への県産材利用への支援30戸についてお伺いします。30戸ということで、平成23年度の決算が37戸で、24年度、若干減っているんですけれども、それはどうしてなんでしょうか。

田邊林業振興課長 本事業は、県産ラベリング材利用事業でございまして、目的は、県産材を普及するためのもので、県内の住宅や事務所、店舗を新築、もしくは改築する際に、県産材の柱材とか内装材を提供して助成をするという内容でございます。30戸に減少した原因でございますけれども、同種の補助事業が国土交通省等にございまして、そちらと競合した結果と聞いております。

以上でございます。

小越委員

去年、24年3月に発行された「やまなし森林・林業再生ビジョン」によりますと認証材を使用した建築物の建築棟数は、平成22年度の基準値で年に56棟となっております。目標値の平成33年度は年に110棟ですけれども、この平成24年のときに30戸で、先ほど国の事業もあるというんですけれども、国の事業とあわせても年間50棟とか、もっと、将来的に100棟以上という目標に達するんでしょうか。

田邊林業振興課長 平成24年度の県産ラベリング材利用事業の実績は30戸で、国交省の実績は

6戸でございます。

小越委員 6戸?

田邊林業振興課長 はい。県営施設が9戸で、合計45棟の実績となっております。

目標に対して、現在、低位でございますけれども、住宅建築に関しましては経済 状況等の大きな影響がございますので、そこは注視して、地域材の供給に取り組ん でまいりたいと思います。

以上です。

(県産材の供給について)

小越委員

もう1つ、お伺いするんですけれども、40ページの県有林課になりますけれど も、県有林材の市場への供給、供給材実績5万5,498立方ですけれども、去年 のときは5万9.359立方で若干減っております。前の37ページの素材生産量 の進捗率は5.9%です。23年度は6.9でした。現況値も15万4,000立方と、 若干、23年度より減っているんです。

そもそも県産材を使って、川上から川下に材を流すということでいきますと、素 材生産や県有林の産出とか、市場への供給はふえているんでしょうか。この数字で いくと減っているような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

島田県有林課長 40ページの県有林材の市場への供給でございますが、供給は、県有林を、立木 を伐採して公売に付して出していきますけれども、年間の伐採量は、人工林の成長 量から、県有林の管理計画を定めまして、それの10年間の計画の中で毎年の伐採 量を決めております。これが毎年5万5,000立方ということで、この数字はほ ぼ計画どおりの、県の成長量に見合った県有林を出しているという形になります。 以上でございます。

小越委員

そうしますと、県有材の搬出は、材の成長に伴って予定どおりだと言うんですけ れども、37ページの素材生産量、平成26年度の目標25万立方に対して、今、 15万4,000立方と10万立方近くの差があるんですけれども、これについて の見通しはどのように持っていらっしゃるんでしょうか。

田邊林業振興課長 木材の生産量につきましては、経済情勢、全国的な流通状況に左右される状況 でございますが、目標の素材生産量に対して、今現在、高性能林業機械の導入、路 網の整備、間伐材の供給支援等を行いまして、生産力のアップに努力している状況 でございます。

> 今後、こういった取り組みを重ねまして、目標の達成に努力してまいりたいと考 えております。

以上です。

小越委員

進捗率が5.9ということで非常に心配しております。川下の材の利用と合わせ て川上の生産と大変しっかり流れをつくっていただきたいと思います。

(企業の省エネ対策への支援について)

次、エネルギー局の34ページ、企業の省エネ対策への支援です。温室効果ガス 排出抑制計画の公表、163事業所、自動車環境計画の公表、16事業者とあるん ですけれども、これは該当する事業所が全て提出したという理解でよろしいですか。 小島エネルギー政策課長 該当する事業所全てが提出をいただいているということでございます。

小越委員

全部出していただいているということなんですけれども、平成24年度の温室効果ガス排出抑制計画実施の報告書を見ますと、24年度、どのくらい温室効果ガス、CO2を排出抑制する目標が達したかという報告を見ますと、目標に達していない事業所がほとんどです。それはなぜなんでしょうか。

小島エネルギー政策課長 企業が主に使うエネルギーは、電気が中心ということになろうかなと思っております。それぞれ企業の皆様方、震災以降、大変節電に御努力いただきまして、電気の使用量という観点では大変減ってきているという状況でございます。

一方におきまして、電力を何でつくる、いわゆる電源の問題がございます。原発がとまっている関係もございまして、火力発電所の割合が非常にふえている。そういたしますと、CO2排出量の算出の仕方は電力会社ごとに定まっている排出係数、CO2をどのぐらい排出するかという係数がございまして、地球温暖化対策法の中で、毎年度、電力会社は国に報告せよというものがございます。この排出係数が上がっている。つまり、理論上、CO2が多くなっているということがございます。そういったことで、県内企業さん、節電に非常に御努力いただいているんですけれども、CO2の排出という観点では、排出係数が上がっているがために上昇しているという状況でございます。

小越委員

そうしますと、排出係数は電力会社が勝手に決めているわけで、山梨に発電所は ありませんし、今、自然エネルギーにこれだけ取り組んでいて、企業の中には太陽 光発電や、みずから発電して使っているところもあります。

自然エネルギーに取り組んでいるということを排出計画の中に盛り込まないと、自然エネルギーに取り組んでいることがプラスにならないというか、どちらかというと、山梨県はCO2を出さないように頑張っている県だと思うんですけれども、それを逆に出しているみたいにカウントする仕方は間違っているんじゃないでしょうか。

小島エネルギー政策課長 順調に進んでいた、つまりCO2の排出が減少していた時期という時代 には、排出係数は非常に意味があったわけでございますけれども、今日のように、 火力発電所の割合が、山梨県固有の事情ではなくてふえざるを得ないという状況が ございますと、県民や県内企業の御努力が適切に反映されないことは事実でござい ます。

現在、私ども、新しい地球温暖化対策実行計画の策定作業を行っておりまして、専門家の方々、有識者の方々からもいろいろ御意見をいただいております。県民や企業の努力が反映できる仕組みができないだろうかという御意見もいただいております。東京電力の排出係数という算出方法に頼らない手法ができないかどうか、今、検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、新しい実行計画の中では、そういった県民や企業の努力が反映できるような指標づくり、排出抑制計画の提出制度、そういったものに改善をしていきたいと考えております。

(松くい虫被害への対策について)

白壁委員

松くいの関係をちょっとお伺いしたい。多分、これがそうだと思う。森林病害虫 等駆除費。これはどういった方法でこの予算の中で駆除をしたのか、それをまず最 初にお聞きします。

- 江里口森林整備課長 松くい虫の防除に関しましては、伐倒をして薬剤処理、いわゆる薫蒸するというのと、予防的には樹幹注入という形、樹種転換という松から違う樹種に転換するという形で事業を行っております。
- 白壁委員 そこまで聞いてなくて、どういう方法で駆除するのかなというところだった。その下のほうで、対策事業というところでそういうものが出ているからね。 松くい虫は、平成24年度、4月から予算が執行されたということですが、どういうタイミングで事業を行っているのかをお伺いしたい。
- 江里口森林整備課長 松くい虫につきましては、年4回、現地の調査をしまして、そこで被害の量 を確定した中で防除作業をしております。
- 白壁委員 その前に基本的なところを聞きたいんですけれども、これは造林費の中に入っているね。造林費の報告書、主なる報告の中には松くい虫については何も書いてなくて、森林が有する公益的機能を発揮するため、木材生産や水土保全等に管理して云々のということしか記載してないんですけれども、松くい虫の被害対策はあまり重大じゃないんですか。先に、すみません、これをちょっと教えていただけますか。
- 江里口森林整備課長 森林整備の推進の中で、松くい虫の防除は現時点でかなり大きなウエートを 占めています。松くい虫で被害を受けるということが、ここで言っています森林の 有する公益的機能を損なう、阻害するということで、決して位置づけが低いという わけではございませんし、実際に事業量的にも松くい虫の対策費は多くを占めてお ります。
- 白壁委員 どのような捉え方をされているのか、先に聞けばよかったですね。 年に4回の調査をして、タイムリーに駆除をする。調査をしてすぐに、どんなタイミングでやるんでしょうか。年に4回したら、1回目が例えば4月に始めました。 年内で調査した分、全て終わっているということを前提にすると、1回目を4月に すると、いつごろ伐採にかかるんでしょうか。2回目はいつで、その後はどういう 形で行われるかを聞きたい。
- 江里口森林整備課長 1回目につきましては4月、2回目につきましては9月、3回目につきましては12月、あと2月という4回で調査をして、調査した段階で、その都度、防除をしております。
- 白壁委員 駆除ですから、これはもう虫が入って枯れている松を除去するだけということで すね。そのほかの薬注、液注とかは、そのときには入ってないんでしょうか。
- 江里口森林整備課長 松くい虫の駆除として薬剤で薫蒸するということは、中に虫がいる段階で行わないと意味がありませんので、その段階で行います。薬剤の注入というか樹幹注入につきましては、守るべき松林について予防的に薬剤を樹幹注入するという形をとらせていただいています。
- 白壁委員 県の職員の方で、松くい虫について詳しい研究者とか、森林環境部は別にして、 誰かおられるんでしょうか。
- 江里口森林整備課長 職員というか、県の森林総合研究所で、松くい虫というか、病虫害の研究を している職員もおりますので、そういう職員が中心になって、我々一般の職員も研

修をする中で対応させていただいています。

白壁委員

であれば、年に4回なんてことはまずしないと思うんです。松くい虫が動き始めるのは4月なので、それをいかに対処するかを、例えば1年間かけてでも調査しておいて一気にやるというのが本来の姿だけれども、プロフェッショナルはいないのかなと思ったんです。

今現状、どこでもほんとうに松が紅葉している。中央高速を走っていて、見ればもう、みんな、松が枯れている。これは防ぎようがないんじゃなくて、防ごうとしないというか、防ぐための予算の確保をしなければ、それに伴う技術を持っている人たちもいなくて、そのまま年に4回程度の中で伐採をしているから現状はどんどん進んでいって、将来的には富士山の世界遺産の3合目ぐらいまでのところは、全てアカマツ林が松枯れする、私はそう思っています。大変危惧しているところ。

大体、この年の決算で、何本伐採して、何本薬注して、どのぐらいの木を根巻き をして保護したのか、ざっくりわかりますか。

江里口森林整備課長 被害の調査に先立ちまして、当然、発生予察という形で、ことしが、どの程度、発生するかどうかというものを、先ほど申しました森林総研の職員を中心にやっております。当然、4月の調査がもっとも多くなっております。その補完的な意味で、あと3回、やっていく形になっております。

今回の事業で、松くい虫全体、いろいろな事業があるわけですけれども、その中で、伐倒、薫蒸をやっているのが、立方数で申しわけないんですけれども、6,126立方、樹幹の注入、先ほど言った予防的にやっているものが5,146本実施しております。

白壁委員

要は、虫が動き始めるのは4月なんです。1年のうち、例えば冬場、チェックをしたもの、動き始める直前のところでやっていくのが一番効率がいいんでしょうね。プロの方々は、皆さん、そう言っていますね。森林総合研究所の方と話をしたことはないけれども、うちの地域にも県の出先がありますから、話をすると、やはりいつのタイミングがといったときに、そのタイミングが一番ベストなわけです。このベストなタイミング、要は同じ予算を使っていかに効率のいいときに集中して発注ができて駆除できるかが一番重要だと思うんです。それと、決算で予算をふやさなければだめだなというのはおかしいんだけれども、これでは、どの程度、できるのという程度なんです。

ほんとうに見れば見るほど松枯れだらけ。これがどんどん広がっているということをぜひ考えていただきたい。松が枯れると、うちのほうでも、例えばこの間も呼び出されて行ったけれども、富士河口湖町の浅川というところで、そこに住んでいる人が「木を切ってくれ。松が枯れてるんだ」。切られると、今度、台風のときに困るんだよねってことなんだけれども、何とかそういうときにもたせようとして、本人は、一生懸命、県にもお願いをした。昨年度の予算だから、ここで言ってもいいよね。だけど、動きがない。枯れたら対処しますということなの。これじゃやっぱりだめなんだ。

何回も言うとおり、上のほうの富士山のすそ野、アカマツ林が全部枯れたことを想像してみてください。どんなことになるか。それなりに広葉樹を植えながら、例えばそこのところに、それ以上、飛ばないようなものをつくるとか、樹種の転換をするとかってやるようですけれども、まだ見えるほどにできていないと私は思うんです。どこをやったのかな。1,000万円、900万円しか予算がない。何ができるんでしょうかということなんだね。ちょっとそれ、合っているかどうか、それは別だよ。

こういうものは、虫ばかりじゃないと言われているけれども、何ともわからないけれども、同じ予算であればタイムリーにものをしなきゃだめ。年に4回なんて決めないで、こういうものは効率よくやっていかなきゃだめなんだと。

この辺も、ぜひそういうものを考えて、あとは予算的な規模を考えていくとあまりにも少なすぎると思う。これは決算だから、言ってもだめなことだけれども、相対的に考えていただかないと、ほんとうに夜も眠れない。富士山の3合目まで、全部が、アカマツが枯れ林になったときのことを考えて、どうしようか。ぜひその辺を、重きを置いて考えていただきたいと要望できれば。

江里口森林整備課長 今、委員、おっしゃったように、適切な時期にやるというのは非常に大事だと思いますし、我々が一番考えているのは、どこの松林を守るのかということを考えております。山梨県の中での松は重要な樹種で、富士北麓、甲府盆地の周辺であれば昇仙峡、また八ヶ岳周辺においても重要な樹種で、その中で、特にことしにつきましては夏の暑さでかなり多く赤くなっているのも見えますので、それに対しては予算も集中的に投下できるよう、また、時期的にも適切な時期に対応できるよう、被害の防止に努めてまいりたいと思います。

白壁委員

最後に、島根県の県の木はクロマツ。隠岐島へ行った。隠岐島がちょうどあと2年で終わりになるだろうというときに僕に声がかかって、何とか木材産業の活性化をかけながらやりたいということで僕が行った。2年でだめになった。そのときに言ったことがある。ここが一番林だから、当初、今と同じことを。守るべき林だったから守ってきたんですけれども、ついに来ましたか。違うんじゃないかと思う。総体的にやらないと、あれはどんどん飛ぶし、海を越えて松江から隠岐島まで行く、虫が飛んでいくから飛ぶのは大丈夫だからといってても、どんどん広がっていく。総体的に網をかけなければだめなの。なんて言ったら、塩害もあるわけで、そんなわけにいかない。だったら、やはり相当な予算と、しっかりと熱意を持って、熱意のもとにやらなければ、絶対これはだめになると思う。

山梨県は山林の国なんで、これが砂漠だったら話は別だけど、全て木じゃないですか、山じゃないですか。ぜひこの辺に力を入れていただきたいと思います。 最後は林務長の話を。

長江林務長

委員、御指摘のとおり、松くい虫対策は大変重要な課題でございます。ただ、県財政、限られた中で、私ども、国補事業を有効に使って、最大限対応に努力しているところでございます。さまざまな国の制度や予算の変遷がございまして、実は松くい虫の補助に充てられる予算は、1つの事業メニューだけではありません。そういった制度の変遷などを見ながら、工夫をしながら、最大限、予算の確保に努めさせていただいておりますし、国にも予算の要求をしてきてございまして、引き続き、貴重な山梨の松が守られますように努力してまいりたいと考えてございます。

白壁委員

百も承知で聞いている。それをほかのメニューとセットだからこうだとか、そんなことを聞いているわけじゃない。ほんとうにこれから県の重要な木材をどうしていくか、特に松くい虫が一番重要だから、今、問題だから、その対策を、今後、どういうふうにお考えかと聞いている。

長江林務長

県内にはさまざまな樹種、杉なり、ヒノキなり、カラマツ、松というものがございます。松についても、景観上、非常に重要でございまして、富士北麓をはじめ、非常に大事なものでございますので、しっかりと守るように努力してまいりたいという考えでございます。

(鳥獣管理費について)

鈴木委員

1点、森の7で、野生鳥獣の関連で質問させていただきます。平成22年ころから23年ころまでの間、決算委員会で私も質問していたわけなんですが、林業関係の鳥獣害の管理費、あるいは農政部でもやるという中で、いろいろな成果について書いてあるんですけれども、全体で9,138頭捕獲と。この中で、個体数の調査はされていると思うんだけれども、山梨県下全体で見ると、一向に減ってきていない状況のようです。

前々から言ったように、林業の関係と農政の関係の鳥獣害の担当を一本にするべきだと、基本的な考え方を私は持っているんですけれども、その成果で、農政も1億1,000万円だったか、それだけの金額を使いながら、現状の決算の中で、成果はどうだったか。それともう一つは、毎年、生息数の調査をしていると思うんだけれども、これだけ県の対策、市町村に補助金をやったりしていて、その成果がちゃんと発揮できているかどうかを、今、疑問に思っていて、県議会としても鳥獣害対策の基本的な対策は、要請しているんだけれども、この辺はどのような考え方でこの成果を見ているのか、お聞きをしたい。

上島みどり自然課長 まず1点目ですけれども、成果ということでございます。24年度におきましては、市町村分でございますけれども、ニホンジカについては3,475頭、イノシシについては1,857頭、ニホンザルについては1,198頭、県の直轄分としまして、ニホンジカ2,500頭、環境省が南アルプスの周辺で108頭捕獲しておりまして、総計で9,138頭の管理捕獲をいたしました。

例えばニホンジカについては、前年度から相当上積みをしております。市町村、 猟友会の協力を得まして、今後も野生鳥獣対策については、農政部の被害防除、森 林環境部の生息環境整備と呼応しまして、捕獲対策も取り組んでいきたいと思いま す。

次にモニタリングの調査でございます。野生鳥獣の保護管理をする上では、モニタリングで生息状況を把握することは非常に重要でございます。ニホンジカについては、目撃情報、糞塊密度調査、イノシシについては出猟、目撃情報、ニホンザルについては加害個体を中心とする調査を行っております。それらの成果を踏まえまして、効果的な捕獲が図れるように取り組みたいと思います。

鈴木委員

特に二ホンジカについて、一生懸命やっていることはわかる。いろいろな形の中で、林業関係、農政関係、やっているんだけれども、平成24年度にやって、その後に個体数調査をしたのかどうかわからないけれども、減っているのか、ふえているのか。

上島みどり自然課長 ニホンジカにつきましては、23年度末に約4万頭、それが最新のモニタリングでございまして、24年度のモニタリング調査が間もなく出る予定でございます。

鈴木委員

最後になりますが、調査をしたとしても、多分、いろいろなことを聞いていると、どうもイタチごっこでふえているんじゃないかという話も聞いています。これからどういう方向性で県が考えていくかも、やらなきゃならないと思うんですけれども、いずれにしても、これだけのお金を使ってそれを減らしていくような方向になると、、例えば24年だけでいいのか、25年もやって、26年もやって、やはりそういう効果的な対策を何か見つけていかないと、どうも電気柵をやってもイタチごっこで、やってもだめ。

最近は、まだ市町村から相当要望が来ているんですね。これだけやっても減っていかない。実態がそういうふうになっているからそうなのかもしれないけれども、その辺は非常にこれから問題になっていくんじゃないかなと思うんです。昔だったら、オオカミだとか何とかという話もあったけれども、今はそういう話はあまり聞きません。これは後でまた質問をいずれするようにしますけれども、その辺を、部長、どう思いますか。

守屋森林環境部長 先ほどの質問に対して、昨年12月に議会からも御提言をいただきました。県民の心配が非常に強まっているということだと思います。効果的、効率的に適正数に持っていくというのが私どもの部の役割でございます。例えば冬場、よくとれる方式を拡大するような考え方、今、猟友会の皆様に頼っている部分が非常に強うございますので、猟友会をどうやって活性化していただくか、真剣に、今、来年度予算に何とか新しいものを盛り込めるように考えているところでございます。農政部と一緒になって頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

(造林費について)

斎藤委員

森の6の造林関係のことについてお伺いしたいと思います。山梨県にとりまして、森林環境を守っていくのは、大事な政策の1つですが、里山が荒れたりしているということでございますが、ここに健康な森づくり事業などで、360ヘクタールの整備をされたということが記載されておりますが、まず、成果を先にお聞きしたいと思います。

- 江里口森林整備課長 里山林につきましては、奥山だけではなくて、身近な森林である里山の再生は重要な課題と考えております。そのため、今回、昨年度から導入させていただいた税事業を活用した中で、成果説明書の39ページに健全な森づくりの推進とありますけれども、その中で、里山再生整備ということで、28ヘクタールが成果として挙げさせていただいております。
- 齋藤委員 森林環境税などを取り入れて整備していこうということですが、今後、目標として、整備していこうという面積はどのくらいを予定しているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。
- 江里口森林整備課長 まず、税事業について御説明を申し上げますと、一応、5年間ということで考えていますので、里山の整備は5年間で500ヘクタール程度を考えております。 長期的な目標といたしましては、里山林が大体1万3,000ヘクタール程度、県下ではあるということと、耕作放棄地が2,000ヘクタールほどありますので、1万5,000ヘクタールの里山林のうち、特に緊急に整備が必要となる、3,000ヘクタール程度を整備ができればと考えております。

齋藤委員

もちろん森林環境税を取り入れたので、一応、5年間の目標になるわけですが、やはり1万5,0000ヘクタールということを考えると、これはもう積極的に取り組んでいかなければ、やはり環境が破壊の道のほうに進んでいってしまうと思うわけですね。これを積極的に進めていくために、全体の、ここには360ヘクタールのいろいろな整備の数字がありますが、やはりこの数字をもう少し上げていく必要があると思うんですね、目標達成していくためには。その辺はどう考えているのかお願いします。

江里口森林整備課長 先ほどの健全の森づくりの推進につきましては、森林環境税を活用した事業

でございますけれども、昨年は1年目ということで、周知の時間等を要して、多くのところを今年度に繰り越しをしたことから、特に実績は少ない数字になってしまっていますけれども、今年度以降、制度的なものの周知が徐々に浸透していけば、ふやしていきたいと考えております。

- 齋藤委員 もっと言えば、伐採した後に植林をしますね。この植林は、今、森林組合等々に 委託してやっているのですか。それとも、特別な業者に委託してやっているのです
- 江里口森林整備課長 民有林につきましては、基本的に森林組合さんが所有者さんと契約を結んで、 森林組合さんがやられるケースが多いと思います。県有林につきましては、県の発 注計画に基づいて、入札により林業事業体等がやっているというのが現状でござい ます。
- 齋藤委員 その中で、広葉樹の森づくりも考えておりますが、植林として植栽する樹木は何を中心にやっているのか。もう1つは、森づくりの中で広葉樹をどういう形で、どのぐらいの割で取り入れているかということを。
- 委員長 委員各位に申し上げます。部局審査は提出された書類に基づいて、決算内容につ いて確認を行う場ですので、よろしくお願いをいたします。
- 江里口森林整備課長 広葉樹の樹種につきましては、ここに16ヘクタールありますけれども、コナラ、クリ等でございます。通常の森林の整備の中で、その上の、森の1、主要な施策の成果の1番目の森林の整備の中には、杉というか、ヒノキ、カラマツ等が主体になっております。
- 齋藤委員 いずれにいたしましても、最近の木材の需要の中で、カラマツの需要が非常に多いわけなんですが、カラマツの植栽をもう少し積極的に指導していったらどうかと思うわけですが、その辺の考え方を。
- 江里口森林整備課長 現在、カラマツの需要が高いということもございますし、山梨県の場合、標高が高い地域もありますので、そういう場所だと適地適木ということで、杉、ヒノキがなかなか成長しないということで、従来より、ある意味、標高の高いようなところについてはカラマツを植栽をしておりましたので、我々とすれば適地適木、そこの土地に合った樹種を植えるというのを原則で行っていきたいと思っています。

質 疑 教育委員会関係

(不納欠損の認定について)

石原出納局次長 午前中、山田委員から御質問のありました不納欠損処分の答弁について、補足、 訂正をさせていただきたいと思います。

まず最初に、不納欠損処分の対象を簡単に申し上げますと、大きい区分けで公法上の債権と私法上の債権という2つがございます。公法上の債権の最たるものは税金でございまして、これは5年を過ぎますと時効が成立し、地方税法に基づき、不納欠損処理ができます。

私法上の債権でございますが、時効は基本的には10年ですが、これにつきましても、債務者が時効の援用、つまり時効が来ましたと債務者から申し立てがあれば、 民法などの規定に基づいて、不納欠損処分ができます。

問題は私法上の債権、時効の援用がなされないものの処理が大きな問題でございます。午前中にもちょっと触れました、議会で承認いただきました権利放棄の基準に基づくものは、議会に提案して、そこで議決をいただいて初めて不納欠損処分ができるということになります。

委員から御質問がありました庁内手続はどうするんだということでございますが、山梨県財務規則の第55条に規定がありまして、債権を抱えている課が起案し、部局内での決済を経て、総務部長及び会計管理者に合議をとります。つまり、庁内的な観点で申し上げますと、不納欠損処分を行うかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたとおりの基準に該当しているか、これらのことをよく部局で検討いたしまして、各部局の判断で発意されることとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(教育委員会の雑入の不納欠損について)

山田委員

早速、教の3ページでございますが、不納欠損額がここにまた出ているんですが、 まずは雑入の内容をお聞きしたいと思います。

赤池高校教育課長 一番下の85万4,000円につきましては、地域改善の対象生徒に貸与しました奨励金の不納欠損額であります。

山田委員 先ほどの出納局の説明からすると、地方自治法または地方税法の何条の規定に当 たりますか。

赤池高校教育課長 すみません、何条かは把握しておりませんけれども、私法上の債権として10 年が経過したということで時効の援用がありましたので、不納欠損といたしました。

山田委員 時効の援用の場合は特別の規定とかがあるんですが、具体的な時効の援用は何を もって時効の援用だったんでしょう。

赤池高校教育課長 時効の援用でありますので、本人からの申し出がありました。時効が成立した ということで申請がありましたので、こちらでは不納欠損として処理しました。

山田委員 時効の援用というのは、その具体的な根拠を。私たちが、10年たった、5年たったって勝手に時効の援用ができるんですか。そこの内容を聞いているんです。

赤池高校教育課長 債権者の本人から、書面により援用があったということであります。

山田委員

その援用は何をもって援用なんですか。子供みたいな答弁はちょっとやめていただきたい。答えは後でいいです。多分、突然していますので、後で細かく説明してください。

(教育委員会の雑入の収入未済額について)

引き続き、収入未済額の金額がちょっと多いんですが、収入未済額、雑入なので学校教育費関係じゃないとは思うんですけれども、その内容がここにあるんですけれども、雑入の2,200万円、教育奨励貸付金償還金の内容をまず説明いただけますか。

秋山教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 収入未済額の内訳ということでございます。まず、そこに2点ございまして、1点は教育奨励資金貸付償還金そのものでございます。雑入のほうは、先ほどの地域改善対策奨学金の返還金や定時制の奨学金の返還金、さらにことぶき勧学院の盗難事件がございまして、未収になっているもの、あと学校開放に伴う電気料の未収などでございます。

委員長 赤池高校教育課長に申し上げます。先ほどの山田委員からの質問に対しては、ど のようにお答え願えますか。この場で答弁をお願いいたします。

赤池高校教育課長 申しわけありません。後ほど、答弁させていただきます。よろしいでしょうか。

委員長 赤池高校教育課長、後ほど、この場でやるということですか。

赤池高校教育課長 しばらく時間をいただければ、この場でしたいと思います。よろしくお願いし ます。

山田委員 では、地域の障害とか、社会政策的要素もあるとは思いますが、この収入未済額 に対して、いわゆる徴収というんですか、歳入するための努力はどのようにされて きているんでしょうか。

赤池高校教育課長 多額の未済額がございますが、これまで返還のために取り組んできたものとして、地域改善に関しましては、そういう団体がございますので、団体のほうに出向いて関係者から返還について理解を求めるとともに、返還が未納の者に関しましては、電話、督促状の催促、さらにそれでできないものは戸別訪問等を繰り返す中で返還を求めております。

山田委員 私、個人にと思ったんですが、団体というと、これは何か特別な団体を対象としているのか。

赤池高校教育課長 貸付け等は個人でありますが、これは地域関係の奨学金になりますので、関係 の団体にも御理解いただく中で対応しています。

(図書館費について)

山田委員 質問を変えます。これで最後になります。

教の7ページの図書館費です。図書館費については、県の公報のことしの3月5日号を見ると、図書館の中で、特に24年度ですか、この中に入っているのかどうかはともかく、本が大分散逸をしたとか、返却されていないということです。ちなみに、県の公報を見ると、21年度は4点、22年度は21点、23年度は14点

と、2桁だったのが、なぜか24年度には2,853点紛失というか、未返却、行 方不明等も含めたと思うんですが、まず、この原因からお聞きをしたいんです。そ れが、またこの決算にどのように反映されているのか。

近藤社会教育課長 図書館は社会教育課で所管してございます。今、委員の御指摘の数字等につきましては、こちらで承知してございません。

山田委員 県の公報に出ているのに、わからない。みんな、県民も知っているということですよ。

近藤社会教育課長 確認をいたしまして、御報告したいと思います。

委員長 暫時、休憩をいたします。

(休憩)

(教育委員会の雑入の不納欠損について)

赤池高校教育課長 先ほど山田委員から御質問がありました教 3 ページの一番下の 8 5 万 4,0 0 0 円の地域改善の不納欠損についてでありますが、私法上の債権でありまして、民 法の適用がございます。民法 5 1 9 条に、債権者が債務者に対して債務を免除する 意思を表示したときは、その債権は消滅するとございますので、これに基づいて行いました。

よろしいでしょうか。

山田委員 そういうお答えであれば、これは何年の時効援用を、その方、されたんでしょう か。

赤池高校教育課長 私法上の債権でありますので、10年ということであります。

山田委員 そうしますと、うがった見方をしたくないんですが、私もちょっと意外だったのは、もう本人が内容証明を送るとか、裁判でかち取るとか、いろいろな方法が、民法上、あると思うんですが、本人の申し出ということになると、収入未済額が積み上がっていって、書面を書いてくださいという誘導というか、言葉は悪いけれども、そうやってこの問題を解決する事案も出てきそうな気がして、非常に私は不安に思っているんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

赤池高校教育課長 債権を回収する立場の我々としましては、そのようなことはないように努めた いと思います。あくまでも本人の申し出によるものと考えたいと思います。

委員長 社会教育課はまだのようですので、後ほど、わかり次第、お願いをいたします。

(地域改善対策高等学校等奨学資金返還金について)

小越委員 先ほどの山田委員の話の続きをさせていただきます。山梨県一般会計決算審査意見書の20ページに地域改善対策高等学校等奨学資金返還金、これは収入未済額で367件となっておりますね。昨年度、23年度はこの件数が269件でした。100件近くふえているのはなぜですか。

赤池高校教育課長 この地域改善の貸付けは全て終わっておりますので、対象者が全て確定してお

りますが、分納方法について記した借用書がございます。その期限が切れたものに ついてから調定を起こしていますので、その調定がふえているということでありま す。人数としては確定しておりますが、件数としてふえています。 以上です。

小越委員 人数は何人、いらっしゃるんですか。

赤池高校教育課長 これまで100人ということでありますが、実質は99人であります。大学、 高校と、両方ダブっている生徒もおりますので、実質99人であります。 さらに追加でありますが、未納者は68人であります。

小越委員 未納者68人、100人というのは、払っていない人が68人なのか、100と 68の数字の関係を伺わせてください。

赤池高校教育課長 全てで 1 0 0 人。先ほど 1 0 0 人の中でダブリがあると申しましたけれども、 1 0 0 人のうち、未納者が 6 8 人です。 1 0 0 人のほかの内訳は、返還の免除者が 1 2 名、完納者が 2 0 名です。

小越委員 これは同和対策事業です。以前の決算特別委員会でもお伺いさせてもらいました けれども、以前は契約書とか保証人がないなどの書類の不備を指摘されていました けれども、今回、改善をされているんでしょうか。

赤池高校教育課長 前回の指摘を受けまして、こちらとしてもできるだけの改善をしたつもりであります。借用書等、未提出のものがありましたので、できる限りの借用書提出を求めながら、改善をしているところであります。

小越委員 免除されている方もいらっしゃると思うんですけれども、68人の未納の方、たしか平成14年の貸付けをもって、14年3月末で終了と聞いております。そうしますと、一番古い方でいつから払っていない方がいるんでしょうか。宛先がわからないとか、そういう方もいるんですか。

赤池高校教育課長 一番古いのがどなたかということは、今、データがないので即答できませんけれども、当初は給付でありましたが途中から貸与になりました。貸与に変わったのが昭和62年の10月からですので、その後、借りた方の中にはまだ返還が未納の方もいるかもしれません。

居場所等についても不明な方がいまして、それにつきましては、住民票等を求めながら調査をしているところであります。

小越委員 収入未済の金額、全部で2,085万円ですけれども、昭和62年からやっているということで、昭和62年からの分を返していない方も含めると、多分、こういうもの全て、税金もそうです、10%とか延滞金がつくと思うんです。そうしますと、延滞金も含めて、幾ら未済があるんですか。

赤池高校教育課長 まず、延滞金につきましては、元本を全納していただいたときに初めて延滞金が確定しますので、その後でないと延滞金の処理はできない仕組みになっております。これまで、地域改善関係で未収になっている額は、8,260余万円であります。これには延滞金等は含まれておりません。元本の金額であります。

小越委員

8,264万円で、そこに延滞金がつくということですか。そうするとすごい数字なるということですか。

赤池高校教育課長 延滞金につきましては、先ほど申し上げましたように、本人の分納の申請がありますので、分納等の申請の期間が過ぎたときから延滞金が発生しまして、元本を返したときに延滞金が確定しますので、これにつきましてはそこには入っておりませんが、かなりの金額だと考えられます。

小越委員 そうしますと、もしかしたら億になるかもしれないということですか。

赤池高校教育課長 現在、算出はしておりませんけれども、可能性としては否定できません。そうなる前に処理をしたいと考えています。

小越委員

この問題、今まで後回しにしてきたと思うんですけれども、先ほど山田委員からも話がありまして、時効の援用で、85万4,000円とありますけれども、この方が昭和62年からとなりますと10年超えていますね。全てにさっき言った時効の援用をするようなことをしますと、1億円以上のものが、貸したけれども返ってこない、借り得になってしまう。この同和の関係は非常に緩い制度で、どうしてここが借りれるのかということも、非常に不透明、不明瞭なことがたくさんあります。同和団体に、今、行っているとなれば、同和団体にこの問題を何か話をして、今、そこから何かやってもらっているんですか。

赤池高校教育課長 同和団体との協議に関しましては、先ほどの山田委員の御説明のときにその事実を話させていただきましたけれども、これは給付ではなく貸与であるから返還してくださいということで、団体の関係、トップの方とも意見は調整させていただいております。

小越委員

ここは曖昧にしないで、団体の方にお話をするなら、ちゃんと責任を持って返すようにと。もしほかの税金ですとか、さっきの県営住宅の話とここだけは全然扱いが違うんですね。なぜか曖昧になって、不透明で、まあ、いいじゃんとなってきて、億にいくぐらいのお金がこのままになってしまうと、ほんとうに県民のお金がどこにいってしまうのか。ここはしっかりと、同和だからということで不公平な扱いをしないでやってもらいたい。しっかりとここは、今まで、全部、お金のところ、不備のところ、書類も集まったのであれば、やってもらいたいと思います。

(学校管理費の執行残について)

もう1つ、厚いほうの決算書の233ページ、教育費、全日制高等学校管理費の需用費です。需用費の不用額、毎回、聞いていますけれども、今回も1億1,035万6,000円残っております。金額的に1億円というのは多すぎるんじゃないか。なぜこんなに残るんでしょうか。

秋山教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 学校運営費の経費の部分について、不用額が1億円ちょっと出ていることになります。主に言いますと、需用費ということで、電気、水道、燃料等が一番ポイントになります。当然、予算でするんですけれども、県立学校30校ございますので、不測の事態も考えられるために、予算全てを各高校に配当をすることはしませんで、一定部分は留保しながら、状況を見つつ配当をしている。特に昨年の場合は、東日本大震災などで、電気使用の節減とか、各学校でありました。その結果、不用額として出たと考えております。

以上です。

小越委員

232ページ、全日制高等学校管理費の下は定時制高等学校管理費、需用費1,000万円残っていますね。それのほかに、盲聾学校費が234ページにあり、需用費の残りが230万円、甲府支援学校費の需用費の残りが2,200万円です。ほんとうに学校の先生方は、需用費が足りているんですか。

秋山教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 当然、各学校で使いますそういった経費につきましては、予算を組み立てるときによくヒアリングをいたしまして、それで予算を立てる。さらに、4月配当時には配当を行いまして、状況を見つつ、さらに年度、例えば昨年度であれば、2回ほど、執行状況についての調査等ございまして、当然、足りないところについては追加で配当をするという形をとっています。以上です。

小越委員

この青いファイルの歳入歳出決算書の教の11ページによりますと、全日制高等学校管理費全部含めると、さっき需用費で1億円でしたけれども、全日制高等学校管理費を見ると、学校運営費の執行残2億円ですね。甲府支援学校費の学校運営費執行残6,000万円ですね。需用費だけでなく、学校運営費を全部含めると約2億円、全日制高校、すごく残っていると思うんですけれども、どうしてですか。

秋山教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) そういった経常的な経費のほかに、例えば非常 勤講師の報酬等もございまして、そういうものの執行残等もございます。 以上です。

小越委員

ここは、私、もう少し現場の方からお話を聞いて、ほんとうに、毎年、2億円も残っていくんですね。ことしの予算、25年度予算もほぼことしと変わらないです。ほんとうにこれでいいのかということを、最初から9割配当ではなくて、全額渡し、残ったら返してもらうとか、もう少し余裕を持ってやるやり方を考えてもらい、ほんとうに2億円も残すのはちょっとおかしいと思います。

(文化財保護費について)

もう1つだけ、主要な成果説明書の119ページ、文化財保護費ですけれども、24年度の予算1億1,900万円に対して決算額1億円と、さっきの高等学校の残りの2億円の半分しかないんです。それでやっておりますけれども、その隣の主な成果のところに、文化財保護審議会の開催2回、市町村が行う調査支援8回、これは23年と同じですけれども、国県指定文化財の保存事業支援は94件です。昨年度、23年度77件でした。20件ぐらいふえているんですけれども、このお金で足りたんでしょうか。ふえたのに、それも昨年度より執行が少ないのはどうしてですか。

田中学術文化財課長 文化財を所管しております学術文化財課でございます。

94件の内訳といたしまして、一番多いのは少額補助でございます。例えば防災機器の保守点検等ですと数万円程度のものがございます。そういったものを、多数、補助しておりますので、24年度につきましては、要望のありました補助事業について執行したところでございます。したがって、件数の多寡だけで予算が足りているかどうかということについては、判断しかねると考えております。

以上でございます。

小越委員

件数をもってということはないんですけれども、昨年、23年度の執行された金額とほぼ同じ予算が24年、盛られています。市町村からは、負担金のことも含めて、県からもう少しお金をいただきたい、文化財保存行政に関してそういう要望等がないんでしょうか。

田中学術文化財課長 確かに市町村教育委員会連合会等から、要望はあります。例えば市町村が行う埋蔵文化財の発掘等に対して、国が支援する国庫補助制度がございますけれども、そこに県が随伴で補助しているところなんですけれども、この補助金につきましては、投資的な予算ということで、毎年5%ずつ補助を縮減しているところでございます。その分、市町村で補てんしているような現況が確かにありますけれども、県財政が大変困難な状況でございますので、予算の範囲内で、市町村、文化財の所有者の方々をできるだけ支援していきたいと考えてございます。

委員長

この際、申し上げます。先ほど山田委員から質問のありました件につきまして、 執行部から回答したいと申し出がありましたので、発言を許可します。

(図書館費について)

近藤社会教育課長 まず、図書館の業務の詳細につきまして把握しておりませんで、答弁に手間をとりました。大変おわびを申し上げます。お時間をちょうだいいたしまして、図書館に実情を照会したところ、未返却の図書につきまして、まず、山田委員の御指摘のとおり、2,800点からの未返済の資料があります。これの生じた理由につきましては、約5.4倍ほどの貸し出し点数があるのが新図書館でございます。それに伴いました未返却の増であると回答をいただいてございます。

その回収につきましては、まず、一般の図書でございますと、10冊を、15日間、貸し出しができるわけですけれども、それを過ぎたところで電話による督促を行うということでございます。3カ月経過しましても返却のない場合には、文書によって督促をするという形をとっていると確認してございます。また、最終的に未返却の図書につきましては、3年を経過したところでリストから除くという対応をするということでございます。

山田委員

これを見ると、監査日が、対象が23年9月から去年の9月まで。そうすると、図書館が開館する前に、同じシステムでやっていながら、24年度にいきなり桁が4桁になる。ちょっと信じられない数ですが、逆に、多分、監査したときは去年の9月で監査しているから、いわゆる24年度、丸々1年たったときは何冊未返却があるのか、今はまたそういうシステムでないのか、あそこを借りるときに、カードリーダーか何かでなっていますが、その辺はどうなっているのかお聞きします。

近藤社会教育課長 今、御指摘の点につきましては、前年度の部分がどう加算されるのか把握して ございません。実際に、システム的には、貸し出しにつきましては貸出機でたくさ ん簡単にできるということで貸し出し数がふえているのは確認してございますが、 返却につきましては窓口で請け負ってございますので、その点のところの数は把握 できていると思いますけれども、現状、前年度の部分と合わせた数は把握してござ いません。申しわけございません。

山田委員

また、返却ではなく、この監査資料によると不明資料で、新図書館業務システム移行に伴い調査中、この監査のときはまた調査中だったんですね。それから丸々1年たっているので24年度の決算書にちょうど反映する時期なんですが、その原因は何だったんですか。単に貸し出しがふえたとかそんな、貸し出しがふえれば、そ

れだけ不明、返却がだんだん伸びるなんていうんじゃ、県民の財産がどんどん散逸 していくというざるみたいな状況になっていると思うんですが。

近藤社会教育課長 今の御指摘の点につきましては、詳細については把握してございませんが、図書館のほうに確認をした折に、司書幹からの回答ですと、この調査時点の数が挙がっているわけですけれども、督促等によって返却をされることができましたので、数自体が減少になるという回答をいただいてございますので、現状をお伺いになられたと思いますけれども、減少に向けて努力をしているということで御理解をいただきたいと思います。

その他

- ・出納局については、経常経費のみであるため、執行部からの説明は省略する扱い とした。
- ・各会計の決算状況に対する意見がある場合は、「決算特別委員会審査意見書」の様式により10月31日までに提出し、11月11日及び13日開催予定の総括審査では、当日の意見とあわせて審査することとした。

以 上

決算特別委員長 桜本 広樹